

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第3 議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第40号 教育委員会委員の任命について

- 日程第6 議第41号 農業委員会委員の任命について
議第42号 農業委員会委員の任命について
議第43号 農業委員会委員の任命について
議第44号 農業委員会委員の任命について
議第45号 農業委員会委員の任命について
議第46号 農業委員会委員の任命について
議第47号 農業委員会委員の任命について
議第48号 農業委員会委員の任命について
議第49号 農業委員会委員の任命について
議第50号 農業委員会委員の任命について
議第51号 農業委員会委員の任命について
議第52号 農業委員会委員の任命について
議第53号 農業委員会委員の任命について
議第54号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 山田成利君、9番 乾豊君を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

6月14日の本会議における発言について、12番 中村ひとみ君から、一般質問の発言の一部を取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、12番 中村ひとみ君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、検査結果の報告が1件ありました。

印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長
の報告を求めます。

総務産業建設委員長 中村ひとみ君。

〔総務産業建設委員長 中村ひとみ君登壇〕

○総務産業建設委員長（中村ひとみ君） ただいま議題となりました議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月9日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第34号 令和4年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第40号 教育委員会委員の任命について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第40号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第40号 教育委員会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

教育委員会委員 桑原良樹氏の任期が令和5年7月26日で満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第6 議第41号 農業委員会委員の任命について
議第42号 農業委員会委員の任命について
議第43号 農業委員会委員の任命について
議第44号 農業委員会委員の任命について
議第45号 農業委員会委員の任命について
議第46号 農業委員会委員の任命について
議第47号 農業委員会委員の任命について
議第48号 農業委員会委員の任命について
議第49号 農業委員会委員の任命について
議第50号 農業委員会委員の任命について
議第51号 農業委員会委員の任命について
議第52号 農業委員会委員の任命について
議第53号 農業委員会委員の任命について
議第54号 農業委員会委員の任命について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第41号 農業委員会委員の任命についてから議第54号 農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第41号から議第54号 農業委員会委員の任命、14議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げます。

現農業委員14名の任期が令和5年7月19日に満了するのに伴い、新たに決定した候補者14名を適任と認め、選任したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同

意を求めるものでございます。

14名の方々の氏名を申し上げます。

議第41号につきましては、宮野勝氏。

議第42号につきましては、藤墳守氏。

議第43号につきましては、中村桂氏。

議第44号につきましては、水野専次氏。

議第45号につきましては、高木美千子氏。

議第46号につきましては、安田哲二氏。

議第47号につきましては、小坂友紀子氏。

議第48号につきましては、高木美信氏。

議第49号につきましては、桑原佳子氏。

議第50号につきましては、山川直美氏。

議第51号につきましては、宮川保行氏。

議第52号につきましては、廣瀬利夫氏。

議第53号につきましては、中島輝芳氏。

議第54号につきましては、田邊敏之氏。

以上、14名の方々について、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

お諮りいたします。

最初に、議第41号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第42号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第42号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第43号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第43号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第44号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第44号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第45号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第45号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第46号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第46号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第47号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第47号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第48号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第48号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第49号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第49号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第50号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第50号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第51号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第51号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第52号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第52号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第53号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第53号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

次に、議第54号 農業委員会委員の任命について採決いたします。

議第54号 農業委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第7 請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願

○議長（若山隆史君） 日程第7、請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 中村ひとみ君。

〔総務産業建設委員長 中村ひとみ君登壇〕

○総務産業建設委員長（中村ひとみ君） ただいま議題となりました請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本請願は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月9日に委員会を開催し、請願の趣旨及び請願事項について慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、不採択とすべきとの決定をいたしました。なお、不採択とすべきものと決定した理由は次のとおりです。

原子力発電所については、現在、原子力規制委員会をはじめ各関係機関において安全性を重視しながら慎重に審議が重ねられていること、また、本件は新たなエネルギー政策に関する取組や環境問題、加えて、昨今のエネルギー価格の高騰など多角的な視点からの検証が必要な案件であることを踏まえて、意見書の提出は時期尚早と考えるため、不採択とすべきと決定いた

しました。

以上、報告を終わります。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

委員長報告が不採択のため、まず、原案に対する賛成討論の発言を許可します。

討論は賛成ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

それでは、5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 請願第1号の紹介議員の小宅宏です。

私は、この意見書の採択に当たって賛成の立場で発言します。

原発事故から12年余りたった今も原子力緊急事態宣言はいまだ解除されず、ふるさとに戻ることができない方々は8万人を超えていると言われています。福島県内はもちろん、全国で事故をもう忘れたのかということが上がっています。

垂井町は非核平和都市宣言のまち、原発銀座、福井県の原発が事故、または戦争で破壊されたとしたら、その放射能の風は私たちの町に僅かな時間で届くのです。

2012年3月3日、福井県水晶浜から風船を飛ばした実験では、垂井町日守に僅か23分で届きました。風下の我が町は大変危険な所です。また、非核平和都市宣言を昭和62年（1987年）12月22日の町議会で議決しました。核兵器であれ原発であれ、世界のどこにも核の被害は起こさないことを求め、非核平和都市宣言を決めました。

世界有数の地震国・津波国である日本での原発依存の危険性や、処分方法がない使用済み核燃料を増やし続けるなど、原発はクリーンエネルギーどころか地球環境と人間社会に重大な被害とリスクをもたらします。5月31日、原発推進等5法案は政権党を中心とする与党連合によって強行されましたが、およそ民意とかけ離れていると考えています。

岐阜新聞、6月6日付社説には次のことが書かれています。

今回の政策変更は内容も問題ばかりだったが、その進め方にも多くの疑問点がある。福島事故を理由に掲げてきた原発依存度の可能な限りの低減を撤回し原発推進にかじを切ったのは、22年8月の岸田文雄首相の指示だった。その後、多くの法改正や新政策の議論が経産省を中心とする一部の関係者だけで進められ、短期間の決定となった。意見公募の機会も政府の説明も不十分で、原発事故の被災者や次世代の若者などを含めた多様な利害関係者が意見を表明する場はほとんどなかった。しかも、今国会には電気事業法などの関連する5つの法律をまとめて

審議する東電法案の形で提出されたため審議時間は不十分、多くの疑問に政府が納得できる回答をしないまま成立に至ったと述べています。

以上、原子力発電所の再稼働及び新增設については、開かれた場において十分な国民的議論を尽くした上で決定することを強く求める意見書採択、賛成の立場で討論を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 続いて、原案に対する反対討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 広瀬隆博君。

[8番 広瀬隆博君登壇]

○8番（広瀬隆博君） 私は、この原案に反対の立場から討論いたします。

委員長報告のとおり、原子力規制委員会ははじめ各関係機関において、安全性や危険性の観点から慎重に審議が重ねられております。

原子力規制委員会におきましては、独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実、また、原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化、核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性と事故の原因の究明、放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施など、以上を毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表されております。

また、本件は新しいエネルギー対策に関する取組や環境問題、加えてエネルギー価格の高騰など多角的な視点からの検証が必要な案件であることを踏まえて、委員会報告のとおり時期尚早と考えます。不採択の意見といたします。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、これを不採択とすべきものとなっております。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号 原子力発電所の再稼働及び新增設に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前 9 時30分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 山 田 成 利

会議録署名議員 乾 豊